

新型コロナウイルスの感染が身近なものになっています。誰でも罹患する可能性があります。改めて感染予防を継続すること。また、感染疑い、感染した場合の文理学院の対応をまとめました。情報に基づき対応し、保健所と連携して感染を広げない対応をすること。生徒・保護者に迅速な情報開示すること。この2点を基本にまとめています。尚、情報開示の際は個人情報の取り扱いには十分注意します。

行動基準のポイント

- ① 新型コロナウイルス収束までは、現状の教室内感染予防を継続。
→消毒、手洗い、マスク着用、検温結果報告、換気 など
- ② 教師自身が罹患しないよう十分注意して生活をする。
→感染者が多い地域や不特定多数が集まる密閉空間などへの出入りは極力避ける。
- ③ 不測の事態発生時は、必ず上司に連絡を取り、指示を仰ぐ。

1. 生徒・教師の体調不良のケース対応

★生徒の体調不良について

地域で新型コロナウイルス感染がある、濃厚接触の疑いがある、家族が首都圏に通勤、海外からの帰国者との接触など、新型コロナウイルス感染の可能性が高い場合で、熱がある、息苦しい、倦怠感、味覚嗅覚異常などがあり、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は通塾を遠慮していただく。

- ① ブログ、校舎予定表などに、体調不良の場合は欠席することを明記する。
- ② 体調不良で欠席の際は生徒の状況(熱の有無、症状)を伺うこと。
- ③ 感染の可能性がある場合、1週間程度は通塾を控えるようにしていただく。
兄弟生がいる場合も、同じ時期の通塾は避ける。
→補習の対応などはきめ細やかに行うこと。

★教師の体調不良で疑いがある場合

地域で新型コロナウイルス感染がある、濃厚接触の疑いがあるなどの状況下で、熱がある、息苦しい、倦怠感、味覚嗅覚異常などがあり、新型コロナウイルス感染が疑われる場合

- ① 出勤停止。
- ② 医療機関の受診を受ける→PCR検査の判断を仰ぐ。
- ③ 医療機関の確認をとり、出勤すること。
- ④ 診断書を出勤時に上長を通じて、会社へ提出すること。

2. 生徒・教師の罹患ケース対応

★生徒が罹患した場合(PCR検査陽性)

- ① 保健所に連絡→状況報告、指示を仰ぐ。
- ② ブロック長→役員→社長のルートで連絡。
- ③ 罹患生徒の状況。
→出席していた授業、授業を受けていた生徒の人数、氏名、担当教師の把握
- ④ 状況把握ができれば、速やかに生徒・保護者へ連絡。
・濃厚接触者がいる場合は、速やかに当該生徒・保護者へ連絡。
※生徒・保護者にはできる限り情報を開示する。個人情報、個人が特定できる情報は開示厳禁。
・保健所の指示に従い、休講する。
・欠席補習、オンライン授業等を適切に運用する。
- ⑤ 校舎内の消毒をする。

★教師が罹患した場合(PCR検査陽性)

- ① 出勤停止。
・ブロック長→役員→社長のルートで連絡。
・保健所に問合せ。
- ② 所属校舎の勤務状況確認。
- ③ 生徒・保護者に連絡。

※判明後の授業については状況により、次の2つの判断とする。

- ・校舎を殺菌消毒後、再開。
- ・休講措置をとり、オンライン授業を実施。(1週間程度)

★生徒の家族(同居者)が罹患した場合

- ① 通塾は停止。
- ② 1週間は経過観察⇒オンライン授業、補習授業対応する。
- ③ 経過観察後の状況を見ながら、通塾を再開する時期を決定すること。

★教師の家族が罹患した場合

- ① 出勤停止。
- ② 1週間の経過観察。
- ③ 可能であれば、PCR検査を受ける。
- ④ 復帰については、経過を見ながら判断する。